

綾小学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等対策の基本的な方向性

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかりと守る。
- いじめはどの子にでも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

(2) いじめの早期発見

何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織 ～「綾っ子委員会（いじめ不登校対策委員会）」の設置

- 月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのための活動
- (イ) 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動の推進
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会の企画実施

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくり
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりと定期的な教育相談
- (ウ) 教科や特別活動等を中心とした、道徳教育や情報モラル教育の推進
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止の取組

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有
- イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくり
- ウ 全ての児童を対象にした定期的なアンケート調査の実施
- エ いじめ・不登校対策委員会における情報の共有化

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときの迅速な対応
- イ 情報の共有化
- ウ 事実関係についての調査
- エ 解決に向けた指導及び支援
- オ 関係機関への報告及び連携
- カ 継続指導・経過観察、再発防止策

(4) ネット上のいじめへの対応

- ア ネットいじめの予防
 - フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発 等
- ウ ネットいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。

3 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（綾町教育委員会いじめ防止附属機関）に協力する。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

ア 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国及び県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。